であつて当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは８以上12以下の整数）

1.1 －（ｎ－7）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から令和元年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは６以上10以下の整数）

1.1 －（ｎ－5）×0.2

［２～６　略］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［略］

２　当該新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。この場合において、境界変更により当該新市町村に編入された区域がある場合にあつては、当該区域は隣接する合併関係市町村に属するものとし、境界変更により当該新市町村の区域が分割された場合にあつては、当該区域は当該境界変更前に属していた合併関係市町村から除いたものとし、分割合併に係る合併関係市町村にあつては、第五条第二項の規定に準じて分別又は按分するものとし、端数計算については、特別の定めがあるもののほか、同条第四項に定めるところによる。

［一～三十一　略］

三十二　国土強靭化施策債の額

第二十二号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合においては、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

３　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める方法によつて行うものとする。ただし、合併関係市町村のうち分割合併に係るものにあつては、当該分割前の市町村の区域によつて算定した補正後の数値を当該分割に係る補正前の数値（種別補正を行うものにあつては、種別補正後の数値とする。以下この項において同じ。）によつて按分したものをもつて当該合併関係市町村の補正後の数値とし、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行つたものにあつては当該合併関係市町村の区域に係る補正前の数値に当該新市町村に係る補正係数を乗じたものをもつてその補正後の数値とする。

［一・二　略］

三　密度補正

法第十三条第四項第二号及びこの省令第九条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる密度補正に用いる密度については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。

であつて当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは８以上12以下の整数）

1.1 －（ｎ－7）×0.2

合併新法を適用する合併が行われた場合で平成21年度から平成30年度までの間に行われた場合であつて当該年度の前ｎ年度の４月１日から当該年度の前（ｎ－１）年度の４月１日の前日までの間において合併を行つた場合（ただし、ｎは６以上10以下の整数）

1.1 －（ｎ－5）×0.2

［２～６　同上］

（合併関係市町村に係る基準財政需要額の算定方法）

第四十九条　［同上］

２　当該新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。この場合において、境界変更により当該新市町村に編入された区域がある場合にあつては、当該区域は隣接する合併関係市町村に属するものとし、境界変更により当該新市町村の区域が分割された場合にあつては、当該区域は当該境界変更前に属していた合併関係市町村から除いたものとし、分割合併に係る合併関係市町村にあつては、第五条第二項の規定に準じて分別又は按分するものとし、端数計算については、特別の定めがあるもののほか、同条第四項に定めるところによる。

［一～三十一　同上］

［新設］

３　前項の規定によつて合併関係市町村に分別された測定単位の数値の補正は、次の各号に定める方法によつて行うものとする。ただし、合併関係市町村のうち分割合併に係るものにあつては、当該分割前の市町村の区域によつて算定した補正後の数値を当該分割に係る補正前の数値（種別補正を行うものにあつては、種別補正後の数値とする。以下この項において同じ。）によつて按分したものをもつて当該合併関係市町村の補正後の数値とし、合併関係市町村のうち適用合併以外の合併を行つたものにあつては当該合併関係市町村の区域に係る補正前の数値に当該新市町村に係る補正係数を乗じたものをもつてその補正後の数値とする。

［一・二　同上］

三　密度補正

法第十三条第四項第二号及びこの省令第九条の規定に準じて補正するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる密度補正に用いる密度については、それぞれ同表の下欄に掲げる算定方法によるものとする。